

速度取締り指針

令和7年7月
山口南警察署

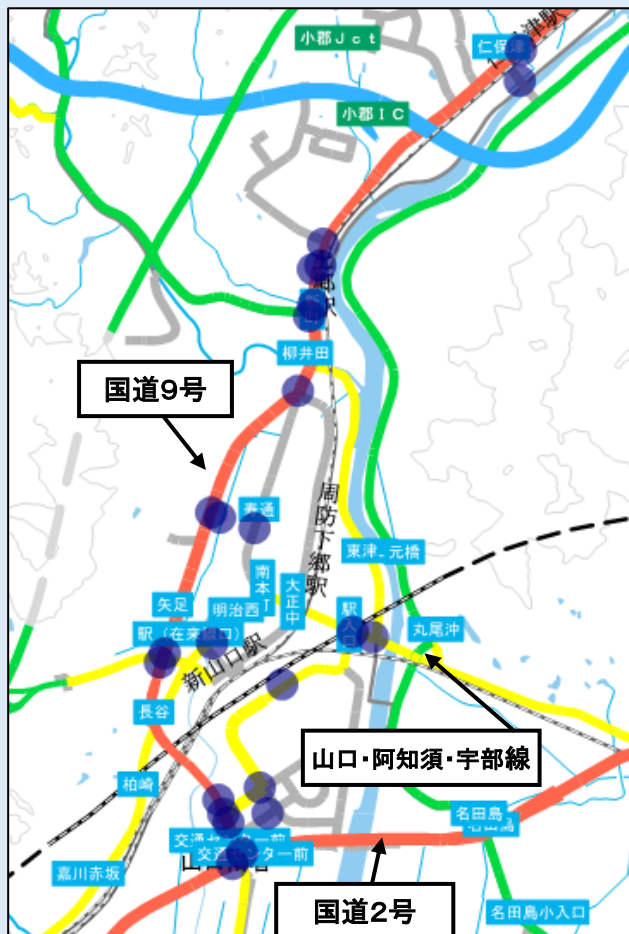
速度取締り重点路線

※ 重点路線以外の場所、時間帯であっても、取締りを実施することがあります。

重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道2号(自動車専用道路)	9:00 ~ 20:00	江崎地区	70km/h
県道山口・阿知須・宇部線	10:00 ~ 20:00	佐山・阿知須地区	60km/h
県道小郡・三隅線	7:00 ~ 18:00	小郡上郷(小郡新町)地区	50km/h
市道大河内浜内線	7:00 ~ 17:00	秋穂東地区(大海小校区)	30km/h

- 国道2号、県道山口・阿知須・宇部線、県道小郡三隅線での実勢速度を抑制するため、時間や場所をランダムに変更して速度取締りを行います。
- 通学路等での実勢速度を抑制するため、可搬式オービスを活用した速度取締りを強化します。

管内における交通事故実態と分析結果



※ ● : 交通事故多発エリア

- 令和7年上半期に、管内での交通死亡事故の発生はありませんでした。
- 令和7年上半期では、前期と比べ交通事故の発生件数は減少したものの、人身交通事故は8件増加しました。
- 国道9号や県道山口・阿知須・宇部線にある主要交差点及びその周辺において交通事故が多発しています。

【抽出条件】

- ・ 交通事故 : 令和6年～令和7年上半期(私道と駐車場を除く、令和7年は物損事故を除く)
- ・ 交通事故多発エリア : 半径100m以内で9件以上事故が発生しているエリア

その他の交通指導取締り

- 無免許運転や飲酒運転などの悪質交通法犯の取締りを強化します。
- 通学路や生活道路における安全確保のため、横断歩行者妨害や通行禁止の取締りを強化します。